

---

# 成年後見制度 市町村長申立てマニュアル Q & A

---



# 成年後見制度市町村長申立てマニュアルQ&A

もくじ  
42

## I 成年後見制度の利用

---

- Q1 親族申立てか市町村長申立てか
- Q2 緊急性が高い場合
- Q3 生活保護受給者の成年後見制度利用について
- Q4 医療機関に負債がある方の申立て
- Q5 診断書を書かない主治医への対応
- Q6 申立費用の負担
- Q7 市町村長申立ては「権限」なのか、「義務」なのか
- Q8 65歳未満の認知症者の申立ての根拠
- Q9 療育手帳がない本人の知的障害者福祉法を根拠とした申立て
- Q10 ALS（筋萎縮性側索硬化症）の方の申立て
- Q11 未成年者は成年後見制度を利用できるか
- Q12 市町村長による未成年後見申立て
- Q13 親権者が虐待している場合の未成年後見の申立て
- Q14 日本に在住している外国籍の方は成年後見制度を利用できるか
- Q15 対応する市町村について

## II 申立人

---

50

- Q16 異母兄弟は申立てができるか
- Q17 異父兄弟は申立てができるか
- Q18 養子と申立権
- Q19 亡妻の連れ子は申立てができるか
- Q20 いとこは申立てができるか
- Q21 いとこの配偶者は申立てができるか
- Q22 内縁の妻、もしくは元妻は申立てができるか
- Q23 配偶者の後見人は本人の申立てができるか
- Q24 申立人が申立て途中で亡くなった場合

### Ⅲ 親族との関係

54

- 
- Q25 親族調査の範囲
  - Q26 3親等以上の推定相続人の意向確認
  - Q27 親族の意見書が返送されない
  - Q28 関与を拒否する親族への対応
  - Q29 障害のある親族の「親族の意見書」
  - Q30 虐待している親族に市町村長申立てを知られたくない
  - Q31 虐待している親族による申立て
  - Q32 本人の虐待者である親族に後見人の住所を知られたくない

### Ⅳ 後見人候補者

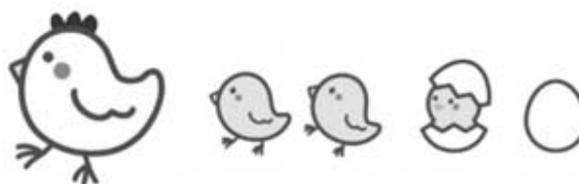
58

- 
- Q33 候補者
  - Q34 専門職の特徴について
  - Q35 専門職団体への依頼方法

### Ⅴ 申立てから選任まで

61

- 
- Q36 即時抗告された場合
  - Q37 審判にかかる期間
  - Q38 後見人の変更



## VI 後見業務

62

- Q39 扶養の許容範囲
- Q40 後見人の報酬について
- Q41 やむを得ない措置から契約への移行
- Q42 後見人が面会に来ない
- Q43 複数の後見人がついているが、契約はどちらと取り交わすのか
- Q44 後見人への苦情に対する対応
- Q45 資産状況の親族への開示について
- Q46 取消権について
- Q47 携帯電話を複数契約してしまう補助類型の方の同意権
- Q48 本人が通信販売で浪費してしまう
- Q49 日用品の購入について
- Q50 本人が亡くなったとき
- Q51 本人の妻が亡くなったとき

## VII 任意後見制度

68

- Q52 任意後見制度の相談
- Q53 任意後見人になることができるのは
- Q54 任意後見制度の案内について
- Q55 任意後見契約
- Q56 任意後見契約をしていても法定後見が必要な場合

本Q&Aは市町村長申立てに関してご質問の多い事項について解説しています。  
特段の表記がない限り、法定後見を前提として記述しています。  
「後見人」としているものに特段の表記がない限り、「保佐人・補助人」  
を含みます。  
「本人」についても、特段の表記がない限り「被後見人・被保佐人・被補助人」を含みます。

## I 成年後見制度の利用

### Q1 親族申立てか市町村長申立てか

---

親族申立てを考えています。申立人の予定である子どもは、精神的な疾患があり能力的に支援が必要な状況です。この場合、子どもによる親族申立ては可能ですか。それとも市町村長申立てに切り替えた方がよいですか。

**A**

法律上は申立人の能力を要求していませんが、家庭裁判所と申立人がやり取りをしていて手続きに支障があるようであれば審理できず、却下になる場合もあるため、市町村長申立てを検討してもよいでしょう。

### Q2 緊急性が高い場合

---

虐待や予後が長くないケースなど緊急性の高い事例で後見人を早く付けたい場合に、市町村長申立ての手続きに例外はないでしょうか。また、経済的な虐待の場合は「保全処分」の手続きをする方がよいのでしょうか。

**A**

後見人の審判を急ぐ場合でも、例外はありませんが、緊急性が高いときには、親族調査など時間を要する書類を後日提出することとして申し立てることを事前に家庭裁判所に相談することができます。保全処分についても個別の判断になりますので、申立て時に併せて家庭裁判所に相談をしてください。

### Q3 生活保護受給者の成年後見制度利用について

---

判断能力が不十分な本人は生活保護受給者です。  
大きな財産はありませんが、それでも後見人が必要なのでしょうか。

**A**

成年後見制度の必要性は、保有する資産の多寡により判断されるものではありません。本人の法律行為や身上保護を行う人が必要な場合には、財産と権利を守るために制度を利用すべきであり、後見人が必要になります。実際に、親族がいない生活保護受給者の方で、福祉サービスの利用などに向けた身上保護面で成年後見制度の利用が必要な方が増えています。ご自身で申立ての手続きができないときは市町村長申立てやご本人に契約能力がある場合は法テラスの利用を検討します。

実務面では後見人の報酬面から折り合わず申立てを迷う場合も多いかと思われませんが、①成年後見制度利用支援事業、②市町村社協等の法人後見の活用を検討し、本人の権利が守られるよう速やかに申立てをする必要があります。

### Q4 医療機関に負債がある方の申立て

---

医療機関が「年金管理している娘と連絡がとれず、認知症が進んでいる本人の入院費用が半年分滞納されている」として市町村長の申立てを要請してきました。医療機関の未払い回収のために市町村長申立てをすべきなのでしょうか。

**A**

本人のためというよりも医療機関の債権回収に協力するために市町村長申立てを行うのか、という疑問が生じているのかもしれませんが。

しかし、当の本人には判断能力がなく、本人自身で財産の管理をすることができないため、このままでは医療機関の負債が蓄積され、自身の年金を自らのために使うことができない状態が続きます。

一見医療機関のためのも考えがちですが、本人の財産管理・身上保護面から後見人の選任が必要と考えられます。

## Q5 診断書を書かない主治医への対応

主治医が診断書を書きたがりません。どのように対応したらいいのでしょうか。

**A**

診断書は、類型の決定に不可欠で申立てには必須となります。しかし、医師法第19条第2項によれば、医師は診断書を本人の請求があれば、正当な事由がない限り、書かなければなりません。第三者からの請求は拒むことができることになっているため、現状では医師を説得するしか方法はありません。また、専門の病院等、他の医療機関に依頼するなどの対応が考えられます。なお、高齢者虐待防止法第5条第2項では、医師は高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための自治体の施策に対する協力義務を定めていますので、説得の際の根拠となります。

## Q6 申立費用の負担

法定後見開始の審判の申立てを市町村長が行った場合の費用については、市町村長が負担しなければなりませんか。

**A**

後見等の審判開始の申立てを行った場合の手続き費用に関しては、原則として申立人の負担とされています。しかし、「特別な事情」（家事事件手続法第28条第2項）がある場合には、家庭裁判所は申立人以外の「関係人」に手続き費用の全部または一部の負担を命ずることができるものとされています。市町村長が申立人になる場合は、この「特別な事情」に該当するとして、本人等に手続き費用の負担を命ずることが親族申立ての時よりも多いようです。したがって、申立書の「手続き費用の上申」の「手続き費用については、本人の負担とすることを希望する。」に☑して申立て、本人の費用負担命令が下れば、市町村長は予納した手続き費用について本人等に求償します。

## Q7 市町村長申立ては「権限」なのか、「義務」なのか

成年後見制度は本人の権限を大きく制限するため、申立てをすべきかどうか、迷うことがあります。市町村長申立てはしなければならないものなのでしょうか。

**A**

条文から読み取ると「できる」となっていますので、原則は「権限」です。しかし、一定の要件のもとでは義務になり、それを怠った場合には、不作為とされ問題視される可能性も出てくると考えられます。例えば虐待等があり、市町村長が速やかに申立てを行わなかったために、本人の権利が侵害されていくようなときには、申立てが「義務」となりうる場合があります。（なお高齢者虐待防止法第9条第2項では、「審判の請求をするものとする」と規定されています。）

成年後見制度は、本人の権限を制限する面もありますが、本人の権利が侵害されているような場合には、保護の必要性が高くなります。いずれにしても、市町村長申立てが求められている事案においては、幅広い関係者とのカンファレンスにより情報共有し、本人状況を十分アセスメントする必要があるでしょう。

## Q8 65歳未満の認知症者の申立ての根拠

本人は65歳に満たない認知症者です。老人福祉法の対象として市町村長申立てをすることはできるのでしょうか。

**A**

老人福祉法第5条の4及び第32条によれば、65歳未満の方であっても、特に必要があると認められる場合には老人福祉法の対象とされています。そのため、高齢担当課により市町村長申立てをすることが可能です。

## Q9 療育手帳がない本人の知的障害者福祉法を根拠とした申立て

重症心身障害者施設に入所している本人は、過去に、身体障害と併せて知的障害があるとされていますが、療育手帳はありません。  
手帳がなくても知的障害者福祉法を根拠として申立てができるのでしょうか。

**A**

神奈川県では知的障害者の方の手帳を「療育手帳」と呼んでいますが、この療育手帳は知的障害者福祉法にその記述がなく、厚生労働省の通知に基づき各都道府県知事が知的障害と判定した者に発行しています。

このケースのように手帳がなかったとしても、過去に更生相談所で受けた判定の記録があれば、知的障害者福祉法を根拠に申し立てることが可能です。

## Q10 ALS（筋萎縮性側索硬化症）の方の申立て

ALS（筋萎縮性側索硬化症）の症状が進んでいる方。  
本人の入所契約や財産管理の必要性が生じていますが、後見制度を利用することはできるのでしょうか。

**A**

本人に判断能力があると、成年後見制度の利用が難しい場合があります。認知障害があれば医師は診断できますが、「意識がなくなっているため表現できない」という場合は、認知障害といえるのか難しい判断になります。本人が意思を示せる間に支援を任せたい方に代理人を委任しておくことが現実的かもしれません。

## Q11 未成年者は後見制度を利用できるか

本人は16歳で、知的障害があります。施設の入所契約や、本人の財産管理の点から後見人が必要な状態ですが、成年後見制度の利用は可能でしょうか。

**A**

可能です。

成年後見制度の利用に年齢制限があるわけではないので、未成年の利用もあり得ます。判断能力に問題があり、成人してから継続して支援が必要な場合で、現在適切に権利を擁護する人がいないような場合は、申立ての適切な時期について、必要に応じて支援者間で検討し、進めていきましょう。

ただし、居所指定権など、法定後見制度ではカバーできない事項についての権限が必要な場合については、未成年後見制度の利用の方が相応しいこともあります。

## Q12 市町村長による未成年後見申立て

市町村長による未成年後見の申立てはできますか。

**A**

老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律には、未成年後見申立ての規定はありませんが、生活保護受給者である未成年被後見人の場合は、保護の実施機関が申立てを行うことができます。未成年後見の申立権者及び申立義務者は以下のとおり。

申立権者・・・未成年被後見人又は、その親族、その他利害関係人（児童相談所長や里親等）（民法第840条）

申立義務者・・・親権、管理権を喪失又は辞任した父又は母（民法第841条）  
辞任した後見人（民法第845条）

後見人が欠けた場合の後見監督人（民法第851条第2号）

生活保護実施機関（生活保護法第81条）

児童相談所長（児童福祉法第33条の8）

## Q13 親権者が虐待している場合の未成年後見の申立て

親の虐待で措置され児童ホームにいた本人が、もうすぐ18歳になるので児童ホームを出て、一人暮らしの契約をしなくてはなりません。この場合、未成年後見の申立てをするのは誰でしょう。

**A**

まずは未成年後見申立てをするのか検討が必要です。本人に判断能力があれば本人が契約をします。未成年者と契約をするかどうかは相手次第ですが、もうすぐ成人になるという理由で契約が可能な場合があります。

未成年後見申立ては親権者がいる場合にはできません。仮に親権者が虐待者であっても、親権者の親権喪失手続はなかなかできるものではありません。そこで、本人に判断能力がなく、申立てをする身寄りもない場合は成年後見の市町村長申立てを検討します。保佐、補助相当なら本人申立てができるかもしれませんし、判断能力が不十分でも本人の利用意思と契約能力があれば、日常生活自立支援事業の活用も考えられます。

ただし、本人が財産管理等を依頼する気がないのであれば、あえて制度の利用を勧めないということもあります。間違った契約や浪費と思えることをするかもしれませんが、社会的に自立するためには必要な経験とも考えられ、まずは本人が自らの財産を管理してみるということも必要かもしれません。ただし、その間も支援者は本人を見守り、状況によっては制度について説明することが大切です。

(一〇メモ) 根拠法を調べてみよう！

**【遺言による未成年後見人の指定】** 民法第839条によります。

\*最後の親権者が遺言で未成年後見人を指定しておくことができます。選任は1人ですが、死亡した場合に備えて、優先順位をつけて複数指名しておくこともできます。

**【成年年齢の引き下げ】** 「民法の一部を改正する法律」は、令和4年4月1日から施行されました。

\*18歳になると携帯電話の契約や賃貸アパートの契約、クレジットカードの作成等ができる一方、親が未成年者取消権を行使できず、消費者被害に遭うおそれがあるため、注意が必要です。なお、喫煙、飲酒、ギャンブルは20歳まで制限されています。

## Q14 日本に在住している外国籍の方は後見制度を利用できるか

認知症になった外国籍の方。本人の入所契約や財産管理の必要性が生じていますが、後見制度を利用することはできるのでしょうか。

**A**

外国人の日本における法律行為についての管轄や準拠法について定められている「法の適用に関する通則法」の第5条において「裁判所は、成年被後見人、被保佐人又は被補助人となるべき者が日本に住所若しくは居所を有するとき又は日本の国籍を有するときは、日本法により、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判（以下「後見開始の審判等」と総称する。）をすることができる。」と定められています。したがって、日本の家庭裁判所において、後見開始の審判等を行うことができることになります。

申立てに当たっては本人の住民票が必要です。また登記されていないことの証明書は、外国人にも発行されます。

なお、任意後見制度については、明文の規定がなく解釈が分かれているところなので、注意が必要です。

## Q15 対応する市町村について

介護保険の住所地特例対象施設入所者の場合、申立ては現住所地の市町村か介護保険の保険者の市町村のどちらで行うべきですか。また、報酬の助成はどちらの市町村で行うのが適当ですか。

**A**

申立てする場所について法律では「本人の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する」と定めていますが、どの市町村が申立てをすべきかは定めていません。実務ではどこの市町村でも申立てはできると扱われています。なお、神奈川県では、神奈川県内における市町村長申立てに関する取扱いについて（「成年後見制度市町村長申立てマニュアル」P1-19）を定めていますし、令和3年11月26日付の厚生労働省の通知（資料集P67～P68）でも示されました。報酬については、通常、申立てを行った市町村で助成します。

## Ⅱ 申立人

### Q16 異母兄弟は申立てができるか

---

知的障害のある本人に後見制度が必要になりましたが、唯一の親族は異母兄弟である弟（父親と後妻との間の子ども）のみです。申立てはできるでしょうか。

**A**

後妻の子が、戸籍上の異母兄弟（半血兄弟）であり、2親等の親族となりますので、申立てが可能です。

なお、これが仮に婚姻関係のない場合（非嫡出子）、弟が本人の父親に認知されているかどうかにより、申立てできるかどうか分かれます。

認知されていれば、2親等の兄弟となりますので申立てが可能です。認知されていない場合は戸籍上は兄弟とはなりませんので申立権はなく申立てできません。

### Q17 異父兄弟は申立てができるか

---

認知症の本人に後見制度が必要になりましたが、唯一の親族は異父兄弟である弟（母親とその再婚相手との間の子ども）のみです。申立てはできるでしょうか。

**A**

異父兄弟の場合は、同じ母親であることが明らかであるため、2親等の親族（半血兄弟）となり、申立てをすることができます。

### Q18 養子と申立権

---

子どもが、他人と養子縁組した場合、実親方の親族が4親等以内ならば申立てをすることができますか。

**A**

普通養子縁組で養子になった人については、4親等内ならば実親方でも、養親方でも申立てを行うことができますが、特別養子縁組で養子になった人については実父母との親族関係が終了するので申立てできません。

## Q19 亡妻の連れ子は申立てができるか

認知症の本人は晩年再婚しましたが、妻は亡くなりその連れ子と同居しています。その連れ子と養子縁組しているかどうか不明ですが、連れ子に申立てをしてくれるよう、打診をしようと考えています。申立権はあるでしょうか。

**A**

本人が再婚している場合、配偶者の連れ子は1親等以内の姻族ですので、申立権のある4親等内の親族に該当します。

本人と養子縁組を結んでいなかったとしても、親族にあたり、申立てが可能です。仮にその配偶者が亡くなっていたとしても申立てはできます。

その連れ子が、別居していたり、結婚して籍を抜いていたとしても同様です。ただし、妻死亡後、連れ子が「姻族関係終了届」を役所に提出した場合には、親族ではなくなりますので、申立権はありません。

## Q20 いとこは申立てができるか

唯一の親族は、いとこだけです。申立てをすと言っているのですが、申立権はあるでしょうか。

**A**

親族とは、6親等内の血族と3親等内の姻族と配偶者のことを指します。申立てができるのは、4親等内の親族になります。本人のいとこは、4親等の親族になりますので、申立てが可能です。

## Q21 いとこの配偶者は申立てができるか

いとこの配偶者がいますが、申立てを打診してもよいでしょうか。

**A**

いとこの配偶者は、4親等ではあるものの姻族になりますので、申立権はありません。この点、注意が必要です。配偶者のいとこの場合も同様です。

## Q22 内縁の妻、もしくは元妻は申立てができるか

認知症の本人は、何度か離婚や結婚を繰り返しており、現在は内縁の妻と同居しています。親族調査の結果、親族が全くいないことがわかったのですが、現在同居している内縁の妻、若しくは元妻に申立てを打診するか、検討中です。両者に申立権はあるのでしょうか。

**A**

内縁の妻とは、社会一般においては夫婦としての実質をもちながらも、婚姻の届出を欠いているために法律上の夫婦と認められない関係を言います。内縁の妻は、戸籍上の関係以外では、配偶者に準ずるものとして法的に保護される場合があります。法定後見制度の申立権者には配偶者は含まれていますが、内縁の妻は明記されていません。成年後見の申立てにおいては認められていないのが現状です。また、元妻については、親族関係にないため申立てはできません。

## Q23 配偶者の後見人は本人の申立てができるか

認知症の本人には妻の他には全く親族がいません。その妻には、成年後見人がついてることがわかりました。この妻の成年後見人が、本人の申立てをすることはできないのでしょうか。

**A**

民法上、配偶者の後見人に本人の申立てをする権利はありませんが、東京家庭裁判所などのかつての運用として、本人の後見人に本人の配偶者に対する後見開始の申立てが認められた事案がありました。しかしながら、現時点では、後見人による本人の配偶者の成年後見開始審判の申立ては認めていません。後見人の権限は自分が選任されている本人に関する財産管理や身上保護となるので、本人の配偶者に関する代理権は含まれないと解釈されています。こういったケースの場合、申立権のある親族を探すか、又は市町村長申立てを検討する必要があります。

## Q24 申立人が申立て途中で亡くなった場合

本人の唯一の親族が、申立て途中で亡くなってしまいました。家庭裁判所にはすでに書類が受理されていますが、後見人は選任されるでしょうか。

A

家事事件手続法は、申立人が死亡したとしても、原則として、家事事件の手続きは中断しないこととして、次の規定を設けています。

① 法令により手続きを続行する資格のある者がいるとき（当事者が死亡した場合のその相続人）は、その資格のある者がその手続きを受け継がなければなりません（家事事件手続法第44条第1項）。家庭裁判所は、他の当事者の申立てにより又は職権で手続きを受け継がせることができます。ただし、家庭裁判所が積極的に申立人の相続人を調査することまではしていないので、誰からの申し出もない場合には審理は進みません。その場合には、状況を把握している関係者が市町村長申立てにつなぐしかないでしょう。

② 法令により手続きを続行する資格のある者がいないときは、当該家事審判の申立てをすることができるものは、その手続きを受け継ぐことができると定められています（家事事件手続法第45条第1項）。すなわち、申立権のある市町村長は引き継ぐことが可能です。余命がわずかで相続人が不明な当事者が申立人となるような場合には、あらかじめ市町村がかかわっておくことが大切になります。

（一口メモ） 根拠法を調べてみよう！

【後見類型の方の本人申立て】 家事事件手続法第118条によります。

\*本人の判断能力と法律上の意思能力は別なので、可能であればしてもよいですが、保佐や補助類型とは違い、現実的には無理な場合が多く、市町村長申立てにせざるを得ないというのが現状です。

【申立て費用の本人負担】 家事事件手続法第28条第1項によります。

\*裁判所の判断事項にはなりますが、本人に資力があり、負担できる場合は申立て時に申立書の「**手続費用の上申**  **手続費用については、本人の負担とすることを希望する**」とすれば 申立手数料、送達・送付費用、後見登記手数料、鑑定費用の全部又は一部について、本人の負担とすることが認められる場合があります。

## Ⅲ 親族との関係

### Q25 親族調査の範囲

---

親族調査はどの範囲で行うのでしょうか。

**A**

市町村長が申し立てるときの親族調査には2つの意味があります。1つは親族に申立ての意向確認をする場合と、もう1つは、申立書類の1つである「親族の意見書」をとる場合です。

このうち、親族に申立ての意向確認をする場合には、従来は申立権がある4親等内の親族（緊急のケースの場合2親等内）とされていましたが、令和3年11月26日付の厚生労働省通知により「あらかじめ2親等以内の親族の有無の確認」をすることとされました。一方「親族の意見書」については、本人の推定相続人に送付し、申立てについての意見を確認します。

### Q26 3親等以上の推定相続人の意向確認

---

親族調査は2親等内までとしている自治体が多いですが、3親等以上の推定相続人がいる場合は、意向確認が必要ですか。

また、「親族の意見書」の提出を親族が拒否をする場合、市町村としてどう対応すべきですか。

**A**

令和3年11月26日付の厚労省の通知では2親等までの親族調査を求めています。3親等以上の推定相続人の調査を一切不要とするものではありません。また、家庭裁判所は、後見等申立て時には、推定相続人の「親族の意見書」を求めていますので、推定相続人が3親等以上の親族の場合は「親族の意見書」を求める必要があります。ただし、強引に提出を強要する必要はありません。虐待事例や本人と親族が対立関係にあるなど「親族の意見書」の提出が難しい場合は、その状況や理由を上申書に記入して提出します。

## Q27 親族の意見書が返送されない

本人には、親族がいるのですが、実態としては日頃の行き来のない疎遠な関係のようです。先日市長申立ての通知と、家庭裁判所に提出するための（推定相続人としての）「親族の意見書」を送付したのですが返送されません。どうしたらよいのでしょうか。

**A**

「親族の意見書」を送ったものの返送がない場合があることは往々にしてあることです。そんなとき、何ヶ月も返事を待って放置をすることのないよう、あらかじめ返送期限を10日から2週間などと区切り通知をすることが必要です。

そして、期限までに返送がない場合には、申立書に「『親族の意見書』が返送されないため、市町村長申立てを行う」旨を記載した上申書を付けて申し立てることで、速やかな権利擁護につなげます。

## Q28 関与を拒否する親族への対応

親族がいますが、関与を拒否しています。申立てについてどのように対応したらよいですか。

**A**

個別ケースにより対応は異なりますが、住所の判明している親族には、申立ての意向確認と「親族の意見書」とを送付します。「親族の意見書」等に返信がない場合は、その旨を申立事情説明書に記載します。申立てに支障はありませんが、後にトラブルにならないよう、ケース記録に発送日等を記録しておきましょう。

## Q29 障害のある親族の「親族の意見書」

親族に知的や精神的な障害等があり、判断能力の有無があいまいな場合でも、「親族の意見書」はもらった方がよいですか。

**A**

同意できる能力があれば、「親族の意見書」は提出してもらった方がよいでしょう。判断能力の見極めが難しい場合は、上申書にその旨を記載して提出します。

### Q30 虐待している親族に市町村長申立てを知られたくない

虐待している親族に知られることなく市町村長申立てができますか。また、審判の開始の記録の閲覧を制限することはできますか。

**A**

虐待をしている親族に申立てを知らせる必要はありません。また、申立ての際に親族に知らせない方がよい場合については、親族に申立てを知らせていない事情や理由を書いた上申書を添えて申立てを行うようにします。さらに、本人の住居所をある特定の方に知られると、本人に危害が生じるおそれがあるなど、特に必要があって開示しないことを希望する情報（特定の方に知られてはいけない情報やその情報を推知させる情報。以下「非開示希望情報」と言います）がある場合には非開示希望申出ができます。

当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、家事審判事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は家事審判事件に関する事項の証明書の交付（第289条第6項において「記録の閲覧等」という。）を請求することができる（家事事件手続法第47条第1項）とあり、このケースのように、申立てをしていない（虐待している）親族は、利害関係人とみなされます。この利害関係人が審判記録の閲覧の申立てをした場合、家庭裁判所により相当と認められるときは、これを許可することができますが、当事者や第三者の私生活若しくは業務の平穩を害する恐れがある場合などは、申立てを許可されない場合があります。いずれにしても、閲覧を制限する合理的な理由がある場合は、申立ての際に非開示希望申出をしておくといいでしょう。（資料集P60～P63）

#### 非開示希望申出の方法

次の①から③の書類をご提出ください。

- ① 非開示の希望に関する申出書（書式は後見係にご用意しているほか、横浜家裁HPにも掲載しています。）
- ② 非開示希望情報が記載された書面（提出する書面の原本）  
・・・非開示希望情報を朱書きで囲むなどして、希望の対象・  
範囲を具体的に特定してください。
- ③ ②の非開示希望情報をマスキング（黒塗り）した書面

（資料集P61）

### Q31 虐待している親族による申立て

虐待している親族が申立てをしようとしているようです。申立てを止める方法はないでしょうか。

**A**

申立てをすること自体を止めることはできません。このようなケースで問題になってくるのは、虐待している者が後見人候補者となり、選任されることです。虐待が疑われる事案で、虐待者が申立てをしようとしている場合は、申立てのタイミングをみて、家庭裁判所に対して虐待が疑われる旨の情報提供を行います。また、虐待親族が候補者になっている可能性が高い場合は、後見人として選任されないよう裁判所に上申することも視野に入れて検討しましょう。

### Q32 本人の虐待者である親族に後見人の住所を知られたくない

本人の虐待者である親族が、後見人にいろいろと言ってくる可能性が高い事案です。後見人の住所を知られないようにできるでしょうか。

**A**

後見人の住所は成年後見登記事項証明書に掲載されます。この登記事項証明書は、本人の親族であれば取得することが出来ます。住居とは別の事務所を持つ専門職後見人や法人後見などに依頼をすることで、後見人の負担が軽減されることもありますので、このケースのように、親族が後見人に対して、何か言ってくるような事態が想定される場合は、住居とは別の連絡先がある後見人を候補者にするなどの策を講じる必要があるでしょう。

## IV 後見人候補者

### Q33 候補者

市町村長申立ての場合、必ず後見人等候補者を付けないと申立てができませんか。虐待などで緊急性のある場合は、家庭裁判所の審判を早めてもらうことはできますか。

**A**

適切な候補者がいれば、手続きが早くなります。家庭裁判所は、候補者がいないと申立てを受け付けないということではありませんが、後見人等候補者を立てた方が早期に選任されるため、本人の権利擁護につながります。緊急性がある場合は事前に家庭裁判所に相談し、時間がかかる戸籍や親族の意見書等は後日送付するといった検討をします。緊急である旨の上申書を提出するとともに、申立て書類が整っていれば優先的に処理されることもあります。

(一口メモ) 根拠法を調べてみよう！

**【被後見人の財産管理ができる】 民法第859条によります。**

\*本人の財産を管理し、財産に関する法律行為を本人に成り代わりすることができます。保佐人は第876条の4、補助人は第876条の9により特定の法律行為ができます。

**【被後見人の施設入所等の手続きができる】 民法第858条によります。**

\*本人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うときは、意思を尊重し、心身の状態や生活の状況に配慮します。保佐人は第876条の5第1項、補助人は第876条の10第1項によりこうした身上配慮義務が定められています。

## Q34 専門職の特徴について

後見人候補者を立てようと思いますが、どんな専門職に依頼したらよいかわかりません。それぞれどんな事案が向いているのでしょうか。

**A**

県内で後見人を受任している主な専門職の特徴は次のとおりです。  
 (\*推薦期間はめやすであり、依頼案件によって異なる場合があります。)

### 社会福祉士

- 特徴: 身上保護を中心として、社会生活に必要な各種手続きや財産管理が必要な場合。地域で一人暮らしの方や、転院や施設入居を控えておられる方、障害等により他者とのコミュニケーションに困難を抱える方々を受任することが多いです。
- 推薦期間: 概ね2週間～3週間

### 弁護士

- 特徴: 管理財産額が高額な場合や賃貸借、空き家等、不動産への対応を要する場合／遺産分割協議など相続への対応が必要な場合／債務整理、交通事故等の法的対応が必要な場合／虐待のケースなど複雑で困難な事情がある場合
- 推薦期間: 1～2週間

### 司法書士

- 特徴: 不動産の管理や売買が必要な場合、相続手続きが必要な場合、資産内容が不明で調査が必要な場合、負債が多く債務整理が必要な場合、身上保護にも配慮した後見活動が必要な場合
- 推薦期間: 概ね2週間程度

### 行政書士

- 特徴: 医療・福祉や経済的支援に関する行政手続き、遺産分割や賃貸借の契約等、幅広く身上保護や財産管理を必要とする場合
- 推薦期間: 概ね2週間程度

### 税理士

- 特徴: 不動産取得、譲渡所得、相続税をはじめとする税金に関係する場合
- 推薦期間: 概ね2～3週間程度

#### IV 後見人候補者

### Q35 専門職団体への依頼方法

各専門職団体に候補者を依頼するときの方法を教えてください。

**A**

各団体では、推薦を依頼した市町村との協議により、必要性があれば本人や関係機関との事前面接を行う場合もあります。詳しくは各団体までお問い合わせください。

#### (公社) 神奈川県社会福祉士会・ぱあとなあ神奈川

ホームページの候補者推薦依頼入力フォームに必要事項を入力し確認・回答する。フォーム入力によるご依頼が難しい場合は、書式のダウンロードも可能

☎045-314-0007

〒221-0825 横浜市神奈川区反町3-17-2 神奈川県社会福祉センター4階

「後見人等候補者推薦依頼」のご案内ページ

クリック⇒ <http://www.kacsw.or.jp/publics/index/34/>



公益社団法人

神奈川県社会福祉士会

#### 神奈川県弁護士会・成年後見センター みまもり

文書にて「神奈川県弁護士会」あてに依頼する。

☎045-211-7720

〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通9番地

「首長申立て後見人等候補者推薦依頼書式」

クリック⇒ [https://www.kanaben.or.jp/profile/gaiyou/torikumi/mimamori/lg/data/suisen\\_iraisyoy.pdf](https://www.kanaben.or.jp/profile/gaiyou/torikumi/mimamori/lg/data/suisen_iraisyoy.pdf)



神奈川県弁護士会

Kanagawa Bar Association

#### (公社) 成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部

ホームページに掲載されている推薦依頼の書式に記入の上、送信する。

☎045-640-4345

〒231-0024 横浜市中区吉浜町1番地 神奈川県司法書士会館内

「成年後見人等候補者推薦依頼書」

クリック⇒ [https://ls-kanagawa.jp/member/pdf/member\\_guardianship\\_02\\_201905.pdf](https://ls-kanagawa.jp/member/pdf/member_guardianship_02_201905.pdf) (PDF版)

[https://ls-kanagawa.jp/member/pdf/member\\_guardianship\\_02\\_201905.zip](https://ls-kanagawa.jp/member/pdf/member_guardianship_02_201905.zip) (Excel版)



公益社団法人成年後見センター

リーガルサポート神奈川県支部

(略称：リーガルサポートかながわ)

#### (公社) コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部

ホームページに記載されている推薦依頼書に記入の上、郵送する。任意の様式での書式でも可

☎045-222-8628

〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル7階

神奈川県行政書士会内

「成年後見人等候補者推薦依頼書」

クリック⇒ [https://www.kanasapo.com/suisen\\_irai20230726.pdf](https://www.kanasapo.com/suisen_irai20230726.pdf) (PDF版)

[https://www.kanasapo.com/suisen\\_irai20231107.xlsx](https://www.kanasapo.com/suisen_irai20231107.xlsx) (Excel版)



公益社団法人

コスモス成年後見サポートセンター 神奈川県支部 (かなさぽ)

#### 東京地方税理士会・成年後見支援センター

書面または電話にて依頼 (月～金曜 9時～17時)

☎045-243-0511

〒220-0022 横浜市西区花咲町4-106 税理士会館7階 (担当:業務課)



あなたの暮らしのそばにいる

東京地方税理士会

## V 申立てから選任まで

### Q36 即時抗告された場合

市町村長申立て後に、家庭裁判所から後見開始の審判が下されました。その後、親族から即時抗告がなされた場合、後見開始の審判は覆されるのでしょうか。

**A**

後見等開始の審判については、即時抗告ができます。その期間は、審判書が届いて2週間とされています。なお、親族が後見等開始の審判申立てに反対し、抗告した場合でも、高等裁判所が後見等の必要性を判断し、認められれば、即時抗告は棄却され、家庭裁判所の審判は確定します。

### Q37 審判にかかる期間

申立てをしてから審判が決定するまでどのくらい期間を要しますか。

**A**

事案や後見人等候補者の有無などによりますが、通常は1ヶ月から3ヶ月程度です。

### Q38 後見人の変更

選任された後見人を、本人の希望で変更することはできますか。

**A**

選ばれた後見人に対して、本人の希望で嫌だから、相性が悪いからという理由で変更することは基本的にはできません。法律上は、被後見人でも解任を請求できること（民法第846条）となっていますが、これは後見人が職務違反をしている等、重大な事由によるものを指しており、相性などの理由での解任は認められません。ただし、本人と後見人との間で、信頼関係が築けず、後見業務に支障が出る場合は、後見人が辞任することが考えられます。その場合は、後見人は、辞任の申立てと新しい後見人選任の申立てを行うことになります。

## VI 後見業務

### Q39 扶養の許容範囲

高齢で認知症の親に後見人をつけようと思いますが、障害のある子どもがいます。本人の年金で子どもを扶養しているため、後見人は本人の財産から子どもの生活費等を支出することになります。扶養についてどの程度許されますか。

**A**

本人の財産で親族を扶養することはある程度、許されます。特に夫婦間では、相手が自分と同等の生活が営めるようにという生活保持義務関係となり、婚姻費用の分担義務があります。

親子の関係では、従前の関係性や本人の財産をみてどこまで許されるかは家庭裁判所での判断となります。本人や家族の調査をしてから後見人が家庭裁判所に相談し決定します。

### Q40 後見人の報酬について

後見人の報酬の目安はいくらですか。

**A**

報酬は、家庭裁判所が本人の財産状況など個別事案に応じて決定します。なお、横浜家庭裁判所（後見係）ホームページの「成年後見人等の報酬額のめやす」に報酬額等が記載されています。

## Q41 やむを得ない措置から契約への移行

親族からの虐待でやむを得ない事由による措置により、施設入所になりました。市町村長申立てにより後見人が就任しましたが、措置は継続できますか。

**A**

法律上は、後見人が付いていてもやむを得ない措置を継続することは可能です。しかし、後見人が就任し、施設との契約が行えるのであれば、通常は、すみやかに契約による入所へと移行することになります。

## Q42 後見人が面会に来ない

後見人が面会に来ず、連絡も取れない状況が続いています。

**A**

家庭裁判所の考え方では、「後見事務の遂行のためには、被後見人の状況把握が必要だが、そのために訪問することが必須ではない」という対応になっており、必ずしも訪問を必須としていないようです。しかしながら、関係機関から連絡も取れない状況というのは、本人にとっても不利益な状態が生じる恐れがあります。問題があると判断された場合には、適宜家庭裁判所に相談するようにしましょう。

## Q43 複数の後見人がついているが、契約はどちらと取り交わすのか

後見類型の本人には、複数の後見人（親族と専門職）がついています。本人の入所手続きに関する契約の署名は、どちらの後見人からもらえばいいのでしょうか。

**A**

後見人の事務については、分掌されているのか、共同行使か、あるいは何も定めがないのか、登記事項証明書により確認を行います。分掌されてる場合は、身上保護を担当する者が代理で行為をすることになり、共同行使の場合は両者からの署名が必要です。しかし、施設の利用に際しては、利用料の支払いなど財産管理とも関連してくるため、両者の子承を得ておいた方がよいでしょう。

## Q44 後見人への苦情に対する対応

家族から、本人の後見人に対する苦情があります。どのように対応したらよいでしょうか。

**A**

苦情の内容にもよりますが、本人の資産状況を家族に開示してくれない等の苦情の場合、後見人は親族に対して資産状況を知らせる義務はありませんので、その旨を説明します。それ以外の苦情で、その内容から、後見人として「不正な行為」や「著しい不行跡」、「その他後見の任務に適しない事由」に当たるとすれば解任事由に当たります。不適切な行為と考えられるものであれば、家族に対して、家庭裁判所にその旨上申するよう助言します。

## Q45 資産状況の親族への開示について

後見人の親族が、後見人に本人の資産状況の開示を依頼したところ断られました。親族であっても本人の資産状況を知ることはできないのでしょうか。

**A**

後見人と親族の間では日頃より、親密な連携を取りあい本人の生活を支えてくることが望まれます。しかし、後見人は、親族であっても、本人の資産状況を開示する義務はありません。また、金銭の用途についても、最終的に決定するのは後見人の判断となるため、親族に介入する権限はありません。

## Q46 取消権について

本人が、後見人に無断で訪問販売で契約をしました。取消権を行使したいのですがどのような対応が考えられますか。

**A**

本人がした法律行為は、取り消すことができます。具体的内容は、収入、資産、生活状況、当該行為の目的等の事情を総合的に考慮して判断されることとなりますが、日用品の購入その他日常生活に関する行為は取消できません。日常の食料品、衣類の買物、公共料金の支払いのために預貯金を引き出すなどの行為は日常生活に関する行為と解されるでしょう。訪問販売で購入したものがこれらに該当しないのであれば取消権が行使できます。後見人が相手に登記事項証明書を提示し、事情を説明のうえ、契約相手と交渉します。

## Q47 携帯電話を複数契約してしまう補助類型の方の同意権

携帯電話を複数契約してしまう方がいます。取り消しをするために同意権を付けたいと思いますが、付与することは可能でしょうか。

**A**

携帯電話についても、日用品の範囲かどうかは議論のあるところですが、しかし本体の正規料金はそれなりの価格であるため、日用品以外と考えられる可能性もあります。本人の資産の状況に応じて、家庭裁判所に同意権付与の相談をしましょう。

## Q48 本人が通信販売で浪費してしまう

本人は新聞折り込みにある化粧品や健康食品を見ると使う予定がなくてもすぐに契約してしまいます。自宅には大量の定期購入の野菜ジュースの段ボールが積みあがっています。医師の診断書では保佐相当ということなのですが、財産を誰かに管理してもらうことを拒否しています。このような場合でも保佐人がつくメリットはありますか。

**A**

保佐人は本人の同意なく、取り消しをすることが出来るので、通信販売等の契約を無効にすることができます。また、可能であれば代理権がなくても金融機関に登録だけはしてもらいます。本人が高額な引出しや振り込みをしているときは金融機関から連絡をもらい、取消権を発動し、本人の手元、あるいは業者に預貯金が渡る前に止めるという方法が金融機関の協力があればできます。

## Q49 日用品の購入について

近所の洋品店で、ついで数千円の洋服を買ってくる後見類型の認知症高齢者の方がいます。生活費にも影響があるので、取り消したいのですが、、、。

**A**

数千円の範囲ですと本人の権限として残されている日用品の購入の範囲と解釈されます。この場合、取消権を行使することは難しいと考えられます。日用品の購入は本人の権限に残されているので（民法第9条ただし書）、本人の生活に支障が生じなければ許容範囲とすべきです。しかしながら、購入が度重なった結果、額がかさみ、本人の生活に影響を及ぼすような場合には、あらかじめ洋品店に対し、本人の購入に際して相談し、1ヶ月あたりの購入金額に一定の上限を設けてもらうなど、本人の生活に影響がでない範囲の対応を検討してもらう余地はあるでしょう。いずれにしても、地域ケア会議など、地域の支援関係者と協議の上、対応策を講じる必要があるケースだと考えられます。

## Q50 本人が亡くなったとき

本人の親族が支援を拒否したため、市長申立てをした結果、専門職の後見人が選任されました。ところが、本人がお亡くなりになりました。今後、後見人はどのような対応をしていくのでしょうか。

**A**

本人死亡により後見人としての職務は終了しますので、後見人は相続人への財産の引継ぎと家庭裁判所への終了の報告、登記事項証明書の閉鎖をします。これが、後見人として行う本来の業務です。

ただし、平成28年に施行された民法第873条第2項の改正によって、「必要があるとき」は、「本人の相続人の意思に反することが明らかなきを除き」、「相続人が相続財産を管理することができるに至るまで」という要件を満たしたときに、相続財産の保存行為、相続財産に属する債務の弁済（弁済期が到来しているもの）、火葬埋葬に関する契約ができるとされています。つまり、公共料金や死亡時に弁済期が来ている入院費、入所費用の支払い、各種契約の終了、火葬や納骨などは、相続人が相続財産を管理することができるまでの期間、後見人は家庭裁判所の許可を得て管理することができます。しかし、葬儀は後見人が行うものではないとされています。

## Q51 本人の妻が亡くなったとき

本人の妻が亡くなりました。本人には市長申立てにより専門職の後見人が就任しています。子がなく、妻にはきょうだいがいません。後見人に妻の火葬納骨等を依頼してよいのでしょうか。

A

本人の同意を得ることが出来れば、後見人は本人の意思を実現するというところで火葬・納骨・葬儀をすることはありますが、本人が意思を示すことが出来ないときは必ずしもしなくてはならないことではありません。しかし、妻の火葬等をする親族がいない場合は後見人がせざるを得ない状況となります。後見人は本人の資産状況等を勘案し、家庭裁判所と相談しながら火葬等をしていくことになるでしょう。

(一〇メモ) 根拠法を調べてみよう！

(「成年後見制度の利用の促進に関する法律」より)

**【本人の意思決定・市民後見人の養成・関係機関の体制整備】同法第3条によります。**

\*第1項では本人の意思決定及び身上保護について、第2項では市民などの後見人等となる人材の育成、第3項では地域の関係機関の体制整備が挙げられています。

**【市町村の役割・中核機関の設置】同法第14条によります。**

\*成年後見の利用促進に関する計画を定め、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講じ、基本的な事項を調査審議させる等のため合議制の機関を置くよう努めるとしています。

なお、神奈川県では令和5年4月末現在、33市町村（政令市を含む）中、24市町村（広域実施を含む）で中核機関を立ち上げています。各市町村の中核機関の設置状況は当会ホームページを参照ください。



## Ⅶ 任意後見制度

### Q52 任意後見制度の相談

任意後見制度の相談はどこにすればよいですか。

**A**

弁護士会の法律相談や司法書士会等で相談を受け付けています。また、基本的には登記が必要なため、直接公証人役場へ相談することも可能です。

### Q53 任意後見人になることができるのは

任意後見人は誰でもなることができますか。

**A**

基本的には、成人であれば誰でもなることができ、任意後見人を誰にするかは、本人の意思に委ねられています。ただ、任意後見監督人選任申立てをした段階で、任意後見人受任者に次の事由があれば任意後見監督人の選任請求が却下され、結果的に任意後見契約の効力が生じないこととなります（任意後見契約に関する法律第4条第1項ただし書）。

- (1) 未成年者・家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人・破産者・行方の知れない者（民法第847条第1項～第5項）
- (2) 本人に対して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族
- (3) 不正な行為、著しい不行跡その他任意後見人の任務に適さない事由がある者

## Q54 任意後見制度の案内について

本人が意向を示せる部分もありますが、若干判断能力が落ちていると思われる方が窓口で相談にきています。任意後見制度を案内してもよいでしょうか。

**A**

任意後見制度は、自己決定尊重の理念を背景としているため、うまく機能すれば、本人の自己決定の尊重にもっとも適った制度です。しかしながら一方で、既に判断能力が減退している場合には、その意思能力の程度と委任事項の関係から契約の適否を判断する必要があります。特に「速効型」の場合などで、本人の判断能力が保佐レベルまで落ちているような場合には、原則として重要な財産の管理まで委任するような任意後見契約を締結すべきではないと考えます。

任意後見契約の場合には取消権がないので、本人が必要のない契約を結んでしまうような場合にはメリットが少ない点を踏まえておく必要があります。

**任意後見契約のタイプ****【将来型】**

任意後見契約に関する法律に基づく「任意後見契約」のみを結び、将来、判断能力が低下した場合に備えるタイプ。

**【即効型】**

判断能力が低下しつつある場合に、任意後見契約に関する法律に基づく「任意後見契約」を結ぶ(注1)とともに、同時に、任意後見監督人選任申立を家庭裁判所に行い、ただちに任意後見を開始する。

(注1):既に、判断能力が欠ける常況(法定後見の「後見」相当)の場合は、有効な契約を結ぶことが出来ないため任意後見契約を結ぶことも出来ません。この場合は、任意後見制度の利用ではなく、法定後見制度を利用することになります。

**【移行型】**

「任意後見契約」とともに、「任意代理契約」(注2)を結び、その「任意代理契約」に基づく特定の法律行為の代理についての支援を受けるタイプ。

(注2):任意後見制度に基づく契約ではなく、通常の委任契約です。よって、任意代理契約には、本人を支援する人(任意代理人)を監督する人はおらず、本人自身が任意代理人の支援内容・方法を監督(チェック)することになります。

## Q55 任意後見契約

窓口に来られた単身の高齢者の方に、任意後見契約を締結しておけば判断能力が無く  
なっても適切な医療行為を受けられるようになるか、という質問を受けました。任意  
後見契約では何を契約できるのでしょうか。

**A**

任意後見制度は、委任契約の一種ですが、委任の対象になる事務は、「自己  
の生活、療養看護および財産の管理に関する事務」に限定されます。したがっ  
て、それ以外の事務（本人の趣味に関する事務等）については、任意後見契  
約の対象とすることは出来ません。医療に関する契約や支払については後見  
契約の内容として含めることが出来ますが、例えば「積極的な延命治療等」、  
医療そのものに関する代理や同意については、含めることはできません。委  
任の対象は「代理権付与の対象となる法律行為（※以下に例示）」に限られ、  
本人の食事の世話や掃除などの事実行為は含まれません。また、一身専属権  
（本人個人に専属する権利。結婚や離婚、遺言など）についても含めること  
はできない点に注意が必要です。

### <代理権付与の対象となる行為>

財産管理の例：預貯金の管理・払い戻し、不動産その他重要な財産の処分、  
遺産分割等

身上保護の例：介護契約、施設入所契約、医療契約の締結等

## Q56 任意後見契約をしても法定後見が必要な場合

成年後見制度では本人の意思を尊重することから、任意後見契約が法定後見に優先す  
るとされていますが、任意後見契約をしても法定後見の申立てをしなくてはなら  
ない場合はあるのでしょうか。

**A**

たとえば、任意後見の報酬があまりにも高額であるときは、法定後見の申立  
てが認められることがあります。

また、任意後見契約にない代理権が必要になったときや任意後見制度にはな  
い同意権・取消権が必要になるときも法定後見の申立てを検討してよいで  
しょう。任意後見人が先に亡くなり、契約を遂行できない場合も法定後見に  
切り替える必要があります。